

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人は、医療費控除の申告に医療費通知が利用できます

医療費通知の送付時期と記載期間

	送付時期	記載されている期間
国民健康保険	2月上旬	令和6年12月～令和7年11月診療分
後期高齢者医療制度	2月上旬	令和7年1月～11月診療分

* 令和6年12月分は申告の対象外です。

* 記載されていない期間の医療費は、自身で明細書を作成ください。

おむつに係る費用の医療費控除が受けられます

介護保険の要介護認定を受けており、次の①②のいずれかに該当する人は対象となることがあります。①②の他にも要件がありますので、対象となるかどうかは問い合わせください。

- ①おむつの費用の医療費控除を受けるのが1年目の人
- ②おむつの費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険被保険者証に書いてある認定の有効期間が連続13ヶ月以上の人

対象となる人は、高齢介護課、栄・下田各サービスセンターのいずれかに申請書を提出して確認書を受け取り、申告時に提出ください。

「年収の壁」の見直しに関する税制改正

物価上昇に伴う税負担・就業調整のため、給与所得控除の最低額や、配偶者・家族の所得に関する要件などを引き上げ、大学生年代の子などの特別控除の導入などが行われます。



詳しくはこちら

市民税・県民税の電子申告

令和8年度（令和7年中の所得）の申告分から電子化が始まりました。スマホやパソコンからマイナンバーカードを利用して市民税・県民税が申告できます。



詳しくはこちら

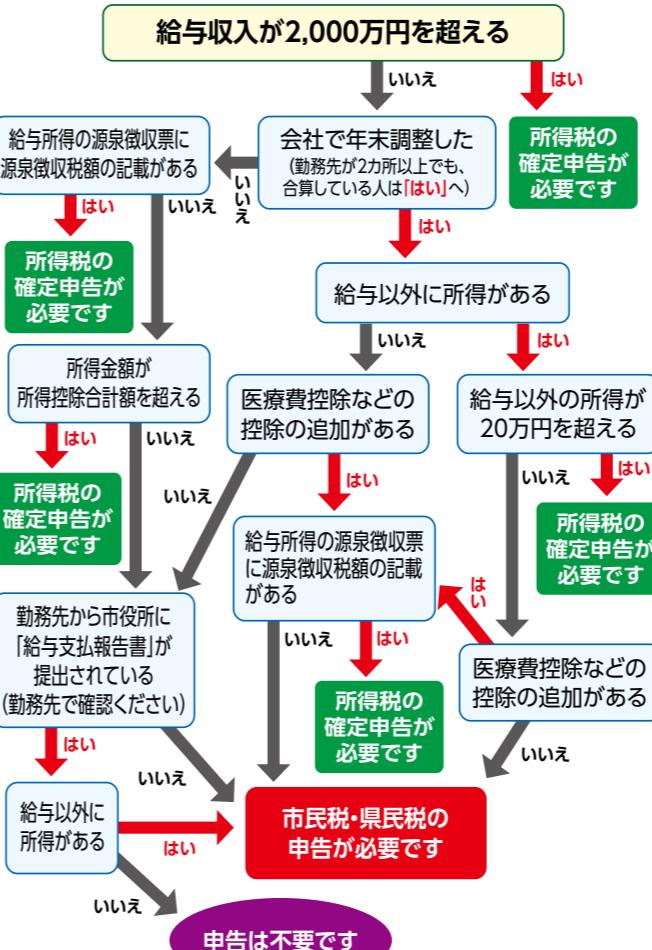
健康づくり課
☎34-5442

申告は必要ですか？

- 1 主に給与の収入があった人
- 2 主に公的年金の収入があった人
- 3 営業・農業・不動産などの収入があった人
- 4 収入がなかった人
非課税所得のみの人
(遺族・障害年金、失業保険など)

対応する番号へ↓

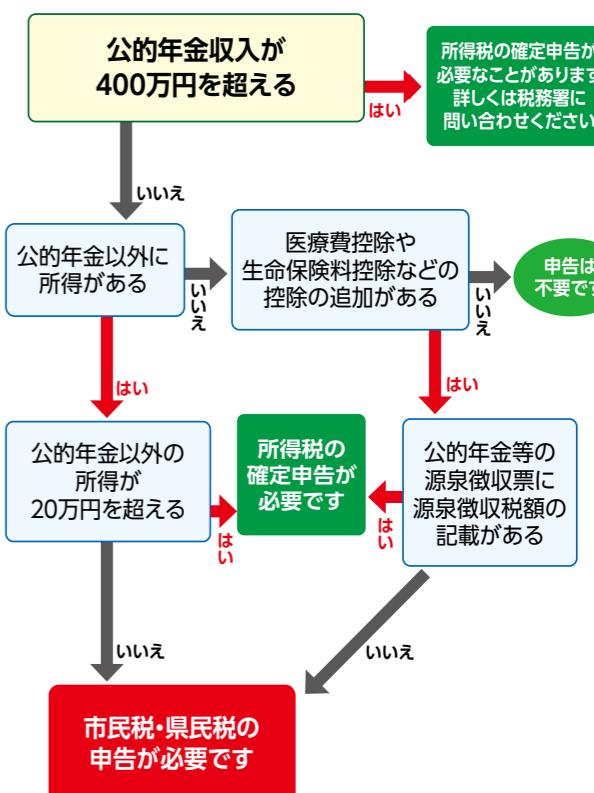
1 主に給与の収入があった人



*給与収入は「給与所得の源泉徴収票」の支払金額です。

2 主に公的年金の収入があった人

3 営業・農業・不動産などの収入があった人



* 公的年金収入は、公的年金等の源泉徴収票の支払金額です。

4 収入がなかった人 非課税所得のみの人 (遺族・障害年金、失業保険など)

市民税・県民税の申告が必要です

* 市民税・県民税の申告は児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料となり、福祉制度の利用、所得証明書などの発行に必要です。